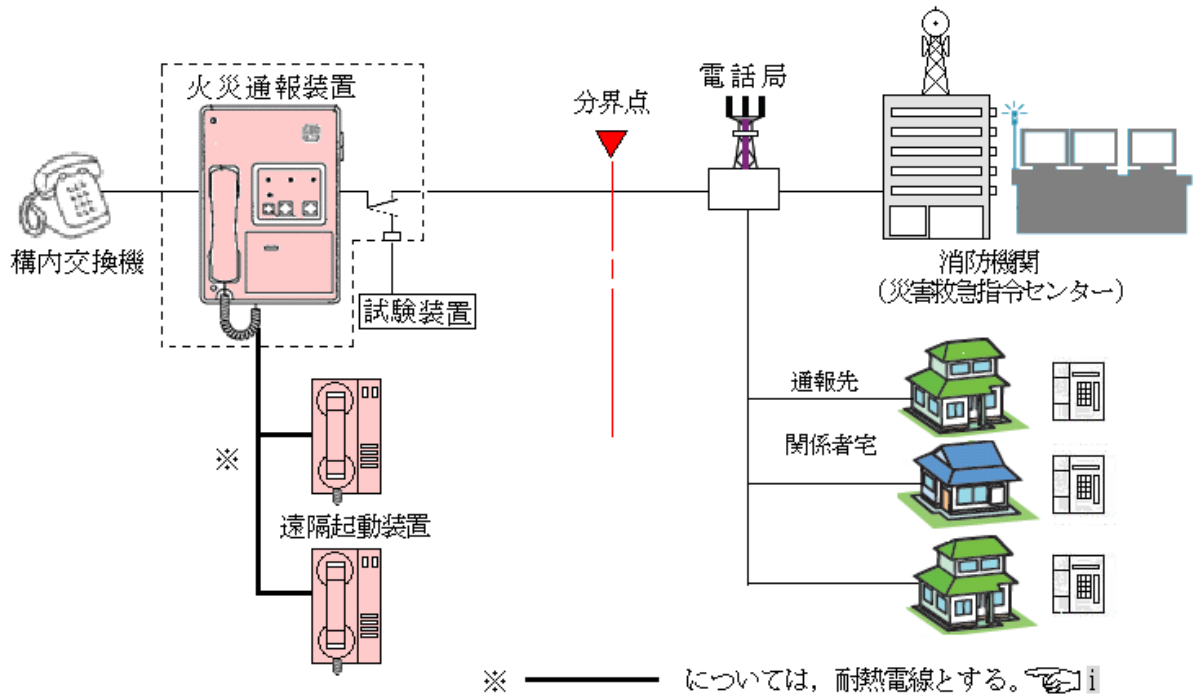


第14 火災通報装置

火災通報装置は、火災が発生した場合、手動起動装置を操作することにより電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報を通報するとともに通話を行うことができる装置をいう。

1 設備の概要（系統図による設置例）



2 用語例

- (1) 火災通報装置とは、火災が発生した場合において、手動起動装置を操作することにより電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。
- (2) 特定火災通報装置とは、令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物に設けるもの(延べ面積が500㎡未満のものに設けるものに限る。)で、ハンズフリー通話機能を有する火災通報装置をいう。
- (3) 手動起動装置とは、火災通報装置専用である押しボタン、遠隔起動装置等をいう。
- (4) 蓄積音声情報とは、あらかじめ音声で記憶させている火災通報に係る情報をいう。
- (5) 通報信号音とは、火災通報装置からの通報であることを示す信号音をいう。
- (6) 試験装置とは、火災通報装置の試験を局線を捕捉しない状態で行うための、消防機関の119番受信装置に代わる模擬119番による試験を行う装置をいう。
- (7) アナログ加入回線とは、アナログ方式の電話回線で、常時使用できる端末機器は一つであるものをいう。
- (8) デジタル加入回線とは、デジタル方式の電話回線で、1回線に2以上の信号チャンネルを有し、同時に2以上の端末機器を使用することのできるISDN回線等をいう。
- (9) ターミナルアダプター(以下「TA」という。)とは、アナログ端末機器をデ

デジタル加入回線に接続するための信号変換装置をいい、火災通報優先接続型 T A 以外の T A をいう。

- (10) 火災通報優先接続型 T A とは、火災通報装置をデジタル回線に接続する際に火災通報装置が発する信号を他の端末機が発する信号に優先してデジタル加入回線に接続し送出する機能を持ったものをいう。
- (11) T A 等とは、T A 又は火災通報優先接続型 T A をいう。
- (12) D S U (デジタルサービスユニット) とは、I S D N 回線等におけるデジタル回線に必要な速度変換、同期等の機能を持つ回線接続装置でデジタル回線の終端に接続するものをいう。
- (13) アナログ端末機器とは、火災通報装置、電話機、ファクシミリ等でアナログ信号を発する機器をいう。
- (14) デジタル端末機器とは、パソコン等でデジタル信号等が発する機器をいう。
- (15) 直接通報とは、自動火災報知設備の火災信号により消防機関に通報する火災通報装置が作動し、直接消防機関に通報することができるものをいう。

3 設置場所等

規則第 25 条第 2 項及び第 3 項の規定によるほか、次によること。

- (1) 社会福祉施設等で自力避難困難者等が夜間使用する防火対象物は、令第 23 条ただし書きに該当する場合であっても、火災通報装置を設置すること。☞ ii
- (2) 火災通報装置は、防災センター等(常時人のいる場所)に設置すること。
なお、この場合、努めて自動火災報知設備の受信機又は副受信機と併設すること。☞ ii
- (3) 遠隔起動装置を設ける場合、本体との間で通話ができるインターホン等の同時通話装置を備えておくこと。☞ i
- (4) 火災通報装置の手動起動装置、非常用送受話器及び遠隔起動装置には、その旨を表示しておくこと。
- (5) 手動起動装置及び遠隔起動装置には、いたずら防止のための措置を講じておくこと。
- (6) 火災通報装置の操作部(手動起動装置、モニター部、発報表示及び非常用送受話器)が制御部と分離しているものの制御部は、維持管理のできる場所に設けることができる。
- (7) 火災通報装置の直近には専用の送受話器を設置すること。
- (8) 一般的な送受話器を非常用送受話器として設置するものは、専用のものとして火災通報装置本体の直近に設け、かつ、他の内線電話等と明確に区別させること。
- (9) 火災通報装置をデジタル加入回線に接続するための T A 等は、当該火災通報装置と同室に設けること。☞ ii
- (10) T A 等には、火災通報装置が接続されている旨の表示を見やすい位置に付すること。
- (11) 火災通報装置及び T A 等は、湿気、ほこりのない場所に設置すること。
- (12) T A 等は地震等による転倒防止措置を講じること。

4 電話回線との接続

電話回線との接続は、119 番発信が可能で災害救急指令センターからの逆信を受けられる電話回線に接続するほか、次によること。

- (1) 火災通報装置は、電話回線の信号種別(アナログ式、デジタル式)により接続可能な機器を選択すること。

- (2) 火災通報装置と電話回線の接続は、試験装置の接続に対応させるため、プラグジャック方式又はアダプタ式ジャック方式（以下「プラグジャック方式等」という。）とすること。
- (3) 火災通報装置は、屋内電話回線のうち、構内交換機と電話局の間となる部分に接続すること。

なお、この場合において構内交換機の内線には接続しないこと。

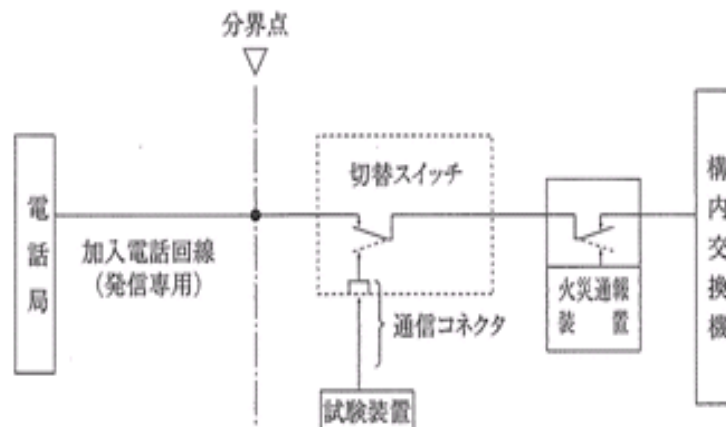
（前1 設備の概要参照）

- (4) アナログ加入回線に接続する場合は、原則として、専用回線とすること。ただし、利用頻度の低い回線に接続し、逆信時、火災通報専用電話機のみ呼び出し音が鳴動するようにした場合はこの限りでない。

なお、利用頻度の低い回線に接続する場合は下図の例によることとし、構内交換機の内線側及び次の回線には接続しないこと。

- ① F A X および留守番電話が接続されている回線
- ② 消防機関からの逆信が受けられない回線
- ③ 公衆電話回線

1) 分界点を通信コネクタ以外の方式とする場合



注1 〔 〕の部分にあつては、火災通報装置に内蔵されているものもある。

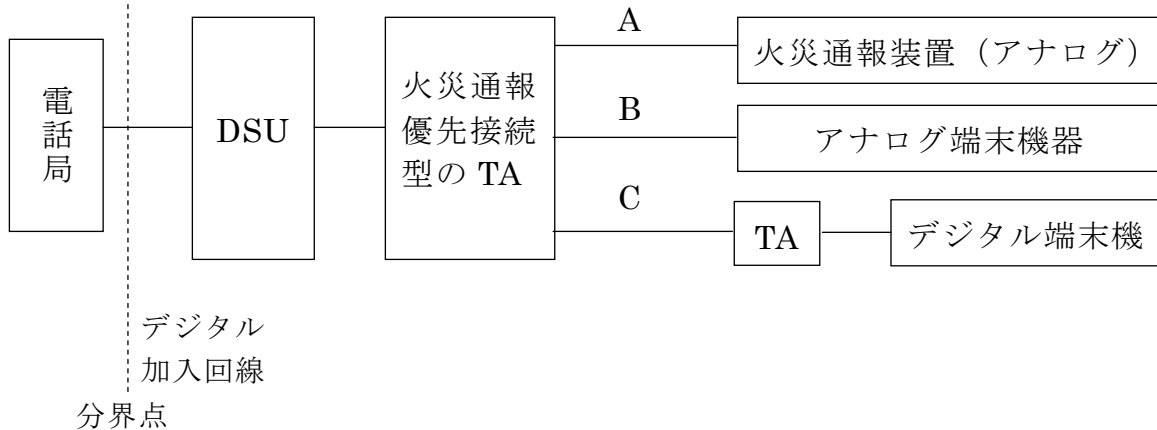
注2 通信コネクタの内 ↑はプラグユニットを、┌はジャックユニットを示す。

- (5) デジタル加入回線との接続

火災通報装置は、次によりT A等を介してデジタル加入回線へ接続すること。

- ① 火災通報優先接続型T Aを用いる場合（第14-1図参照）
 - ア 火災通報装置は優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子に接続すること。
 - イ 火災通報装置以外の端末機器として、パソコン等を当該T Aのデジタル端末機器用端子に接続する場合、送信情報量は64kbpsまでとし、その旨を表示すること。
- ② T Aを用いる場合（第14-2図参照）
 - ア 火災通報装置は、アナログ端末機器用端子に接続すること。
 - イ デジタル加入回線に接続する端末機器は、火災通報装置とその他の端末機器一つまでとし、デジタル加入回線の一つの信号チャンネルを火災通報装置専用として確保すること。

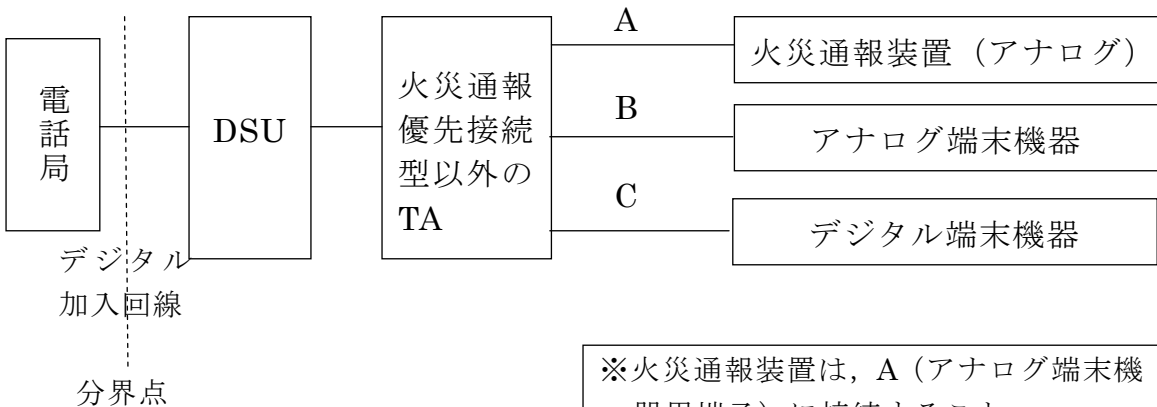
ウ 火災通報装置以外の端末機器として、パソコン等を当該TAのデジタル端末機器用端子に接続する場合、送信情報量は64kbpsまでとし、その旨を表示すること。



TA : ターミナルアダプター
 DSU : デジタル電話回線用インターフェイス (TA に内蔵又は外付け)
 64kbps (キロビット・パー・セコンド)
 : 1 秒間に 64,000 個の「0」又は「1」のデジタル情報信号を送ることを表す。

※火災通報装置は、A (優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子) に接続すること。
 ※B (アナログ端末機器用端子) にはアナログ端末機器を接続すること。
 ※C (デジタル端末機器用端子) には TA 及びデジタル端末機器を接続できるが、送受信情報量を 64kbps 以下とすること。

第 14-1 図 火災通報優先接続型 TA を用いた接続例

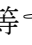


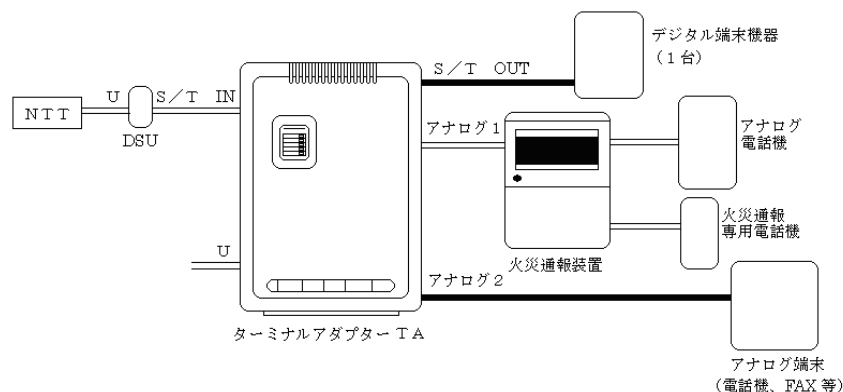
TA : ターミナルアダプター
 DSU : デジタル電話回線用インターフェイス (TA に内蔵又は外付け)
 64kbps (キロビット・パー・セコンド)
 : 1 秒間に 64,000 個の「0」又は「1」のデジタル情報信号を送ることを表す。

※火災通報装置は、A (アナログ端末機器用端子) に接続すること。
 ※火災通報装置以外の端末機器は、B (アナログ端末機器用端子) にアナログ端末機器か又は C (デジタル端末機器用端子) にデジタル端末機器のいずれか 1 個のみ接続すること。
 ※C (デジタル端末機器用端子) にデジタル端末機器を接続する場合は、送受信情報量を 64kbps 以下とし、他の TA を接続しないこと。

第 14-2 図 火災通報優先接続型 TA 以外の TA を用いた接続例

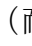
5 機器等

- (1) 火災通報装置は、「火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）」に適合し、かつ、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第50条の規定により端末機器としての認定を受けたものを使用すること。
- (2) 特定火災通報装置で、音声メッセージ（次の7通報内容（蓄積音声情報）による通報内容）が発信されないものは、設置しないこと。
- (3) 火災通報装置の選択信号送出方式は、火災通報装置と接続されている電話回線と同一であること。
- (4) TA等  i（第14-3図参照）
 - ① 火災通報装置の通報メッセージを正確にデジタル加入回線に送出できるものであり、かつ、消防機関からの呼び返し等を的確に火災通報装置に伝達できることが確認されている機器を使用すること。
 - ② 火災通報優先接続型TAの機能は、次によること。
 - ア 火災通報優先接続型TAに接続される火災通報装置以外の端末機器を使用中に火災通報装置を起動した場合、火災通報装置の通報が優先されること。
 - イ 火災通報装置を起動した場合、火災通報装置が起動中である旨の表示がなされていること。



第14-3図

6 電源・配線等

- (1) 火災通報装置の配線は、電気工作物に係る法令によるほか、次によること。
 - ① 遠隔起動装置から火災通報装置までの配線は、規則第12条第1項第5号の規定（耐熱電線以上）によること。  i
 - ② 端子との接続は、ゆるみ、破損等がないこと。
- (2) 火災通報装置及びTA等の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐せずにとること。ただし、令別表第1（6）項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が500㎡未満のものに設けられる火災通報装置の電源が、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられている場合は、この限りでない。

なお、火災通報装置とTA等の電源は併用できる。
- (3) 前(2)の見やすい箇所に火災通報装置専用である旨の表示をすること。
- (4) TA等には、予備電源を備えることとし、次によること。
 - ① 予備電源は、火災通報装置の基準に規定する火災通報装置の予備電源に準じた容量とすること。

- ② 予備電源は、火災通報装置の予備電源と兼用できる。この場合、火災通報装置とTA等それぞれに必要な容量の合計の容量を確保すること。
- ③ 予備電源は、密閉型蓄電池とすること。
- ④ 密閉型蓄電池に交流・直流交換装置を付加した無停電電源装置を設ける場合は、常用電源と予備電源を兼ねることができる。

7 通報内容（蓄積音声情報）

蓄積音声情報の通報内容は、次により順次行うこと。

- (1) ピ、ピ、ピ、ピ、ピ、ピ 火事です。火事です。
- (2) 所在地 ○○区 ○○町 ○○丁目 ○○番 ○○号
- (3) 建物名称 ○○ホテル、○○階建て
(複合用途の場合は、○○階建ての○○ビル内、○○階の○○病院と入力のこと。)
- (4) 電話番号（火災の際、通話が可能な代表番号等の電話番号）
- (5) 呼び返し案内メッセージ
例 「逆信願います。どうぞ。」
※ 上記の通報内容を変更した場合は、蓄積音声情報を訂正すること。

8 直接通報（自動火災報知設備との連動）

直接通報とする場合は、「社会福祉施設に対する消防機関へ通報する火災通報設備と自動火災報知設備の連動に関する取扱いについて」（平成22年6月8日消指第254号）によるほか、通報内容については次によること。☎ i

- (1) ピン、ポーン、ピン、ポーン 自動火災報知設備が作動しました。
- (2) 所在地 ○○区、○○町、○○丁目、○○番、○○号
- (3) 建物名称 グループホーム○○ ○○階建て
(複合用途の場合は、○○階建て○○ビル内、○○階のグループホーム○○と入力のこと。)
- (4) 電話番号（火災の際、通話が可能な代表番号等の電話番号）
- (5) 呼び返し案内メッセージ
例 「逆信願います。どうぞ。」
※ 上記の通報内容を変更した場合は、蓄積音声情報を訂正すること。
※ 発信機が作動した場合の通報内容は前7通報内容（蓄積音声情報）によること。

9 特例基準等

- 1 次のいずれかに該当する場合は、令第32条を適用し、火災通報装置を設置しないことができる。
 - (1) 管理人室等が存在しない無人となる独立した用途の自走式自動車車庫で常時人のいる場所と連絡できる通報装置（精算機併設の通話装置等）を設置する場合。（「自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」（平成19年4月17日消指第48号）参照）
 - (2) 同一敷地内に複数の防火対象物がある場合で遠隔起動装置を別棟に設置する場合。（「消防設備等の執務資料の送付について」（平成9年3月21日消指第717号）参照）
 - (3) 令別表第1（5）項イで宿泊室数が10以下である場合及び令別表第1（6）項イで病床が19以下である場合又は、令別表第1（6）項ハの場合（「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」（平成21年12月25日消指第1070号）参照）

2 規則第 25 条第 1 項に規定する消防機関からの歩行距離は当該設備設置対象物から消防本部、各本署及び各出張所の受付までの距離とすること。

なお、分団車庫（災害救急指令センターへの通話インターホン等があるものを除く。）は規則第 25 条第 1 項に規定する消防機関に含めないものであること。